

2026-7-29 第8回有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会

○落合専門官 定刻となりましたので、ただいまから、第8回「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」を開催いたします。

事務局を務めます厚生労働省老健局高齢者支援課の落合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中の御出席を誠にありがとうございます。

初めに、老健局長の黒田より御挨拶申し上げます。

○黒田老健局長 第8回「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」の開催に当たりまして、簡潔に御挨拶を申し上げます。

駒村座長をはじめ、構成員の皆様方におかれましては、昨年度有料老人ホームの運営及びサービス提供の在り方、指導監督の在り方、「囲い込み」対策の在り方など、有料老人ホームを取り巻く諸課題につきまして、7回にわたり精力的に御議論を賜り、昨年11月に取りまとめをいただいたところでございます。また、これを受けまして、昨年末に取りまとめられた介護保険部会の意見書も踏まえ、さきの国会に社会福祉法等の一部を改正する法律案を提出し、6月に成立いただき、公布されたところでございます。

改正法におきましては、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制を導入して、利用者保護に関する規制や介護サービス等を提供する事業者との独立性の確保をする措置を導入するとともに、入居者に対してケアプラン作成と地域生活相談を包括的に提供する新たな相談支援類型を導入するなど、所要の改正を盛り込んだところでございます。改めまして構成員の皆様方に御礼を申し上げます。

今般の検討会におきましては、新たな登録制の円滑な施行に向けまして、登録基準、登録事務等の詳細について、これまでの御議論も踏まえつつ、皆様の御意見を賜りながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。それぞれの御知見、御経験に基づいた幅広い視点で忌憚なき御議論をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○落合専門官 老健局長の黒田より御挨拶申し上げます。

なお、黒田局長は公務のため、こちらで退席をさせていただきます。

(黒田老健局長退席)

○落合専門官 続きまして、構成員につきまして、4名の方が交代されました。時間の都合上、恐縮でございますが、私からお名前などを読み上げる形で御紹介させていただきます。

民間介護事業推進委員会代表委員、久留善武構成員でございます。

群馬県健康福祉部副部長、高橋淳構成員でございます。

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課長、田島彰構成員でございます。

公益社団法人全国有料老人ホーム協会理事長、高齢者住まい事業者団体連合会副代表幹事、平川健二構成員でございます。

また、本日の出席状況でございますが、植村健志構成員、倉田賀世構成員、高橋淳構成員、田母神裕美構成員、田中規倫オブザーバーより御欠席の御連絡をいただいております。

また、植村構成員の代理として松尾徳哉様、高橋構成員の代理として鳥塚里香様、田中オブザーバーの代理として中村亜希様に御出席いただいております。

そして、オンラインでの御参加は、井上由起子構成員、江澤和彦構成員、保木口知子構成員、矢田尚子構成員、鳥塚里香参考人、中村亜希参考人となっております。

本日は、こちらの会場とオンライン会議システムを活用して開催いたします。また、動画配信システムでのライブ配信により一般公開いたします。

報道関係の方に御連絡いたします。冒頭のカメラ撮影はここまでとなりますので、御退出をお願いいたします。

(カメラ退出)

○落合専門官 では、以降の進行は駒村座長をお願いいたします。

○駒村座長 それでは、議事に入ります。

最初に、このたびの大きな地震で熊本及び九州の皆様にはお見舞い申し上げます。また、関係の方もいらっしゃると思います。どうぞお体に気をつけてください。

本日の議題は、まず報告事項として、「社会福祉法等の一部を改正する法律について」及び「これまでの議論の経過及びご議論いただきたい論点」です。

本日の資料と会議の運営方法について事務局から説明をお願いいたします。

○落合専門官 それでは、お手元の資料と会議の運営方法について確認を申し上げます。資料につきましては、お手元に配付のとおりでございます。オンライン御出席の方におかれましては、お送りしております資料を御覧くださいませ。

次に、発言方法についてです。大変恐縮ではございますが、時間の関係上、意見交換での構成員の御発言は、6分をめどとさせていただきます。御発言が6分を経過した時点で事務局がベルを鳴らしてお知らせをさせていただきます。

オンラインで御参加の構成員の皆様には、画面の下にマイクのアイコンが出ていると思います。会議の進行中は基本的に皆様のマイクをミュートにさせていただきます。御発言される際にはZoomツールバーのリアクションから「手を挙げる」をクリックいただき、座長の御指名を受けてからマイクのミュートを解除して御発言ください。御発言が終わりしました後はZoomツールバーのリアクションから「手を降ろす」をクリックいただき、併せて再度マイクをミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。また、会場御参加の皆様は挙手をいただき、座長の御指名を受けてから御発言をお願いいたします。

○駒村座長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○濱本高齢者支援課長 老健局高齢者支援課長、濱本でございます。

事務局より資料2、資料3につきまして御説明を申し上げます。

まず、議題1に係ります資料2の御報告でございます。この資料は、昨年11月までの本検討会での御議論、また、その後の審議会での御議論を踏まえて当省より提出し、6月に国会で成立をいただきました社会福祉法等の一部改正法について御報告をするものでございます。

1ページは、先ほど局長からもございましたとおり、昨年11月の本検討会のとりまとめの概要でございます。

2ページと3ページ、検討会とりまとめの後、社会保障審議会介護保険部会に御報告の上、御議論いただき、昨年末の意見書におきまして、3ページの赤枠で囲っております部分のとおり、有料老人ホームに係る必要な制度改正について意見が盛り込まれたところです。

4ページと5ページは、その後の法改正に当たりまして、各方面への御説明などに用いた資料でございます。4ページ、住宅型ホームについて、中重度以上の要介護者の入居が増加しているなど、様々な観点で介護付きホームとの間で近接が生じているという旨を示しております。

5ページに参りますと、住宅型ホームと介護付きホームの制度上の位置づけの比較を示しております。現行、制度上の位置づけとか費用負担に差があるということで、今回の法改正により均衡を図るものであるということを御説明した資料でございます。

6ページは、先ほどありました、さきの国会で成立しました社会福祉法等の一部を改正する法律全体の概要でございます。多岐にわたる改正事項が盛り込まれておりますが、このうち1ポツの(5)と(6)が有料老人ホームに係る主な関係部分となっております。

7ページからは、その各論に関する有料老人ホーム制度の見直しに関する部分でございます。7ページ、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とする有料老人ホームにつきまして、8ページにありますとおり、登録制を導入することとし、基準、規制の整備や、「囲い込み」対策として事業者間の独立性を確保する。それから入居者紹介事業に係る認定制度を創設するなど、本検討会のとりまとめをベースとした改正が盛り込まれたところでございます。

なお、有料老人ホーム関係の改正の施行日につきましては、8ページの左下でございますとおり、登録制につきましては、法律の公布後2年以内に政令で定める日となっております。また、所要の経過措置も設けることとしております。

9ページにつきましては、有料老人ホームの入居定員総数などについて、このページの②のところですが、現行任意記載事項となっているものを、市町村がつくる介護保険事業計画の中で「勘案しなければならない事項」と新たに位置づけ、介護サービスの必要量などを見込む際の位置づけを強化することといたしました。

10ページと11ページにつきましては、国会の御審議における附帯決議でございます。例えば登録基準の策定に当たり、必要な人員配置基準の法令上、明確化を図ること、あるいは

は現行の標準指導指針を遵守する既存ホームが円滑に移行できるよう必要な経過措置を設けること、「囲い込み」対策の措置の実効性を担保すること等を盛り込んだ附帯決議がなされたところでございます。

12ページから13ページ以降29ページまでは時間の関係上、説明は割愛させていただきますけれども、登録制度に関する関係条文の部分を掲載しております。

30ページからは今回の改正法で創設されました新たな相談支援類型である登録施設介護支援についてです。こちらにつきましては、昨年11月の本検討会とりまとめ後に介護保険部会において主に議論が行われた項目でございまして、有料老人ホームの登録制導入とも密接に関わるものでございます。

登録施設介護支援事業者の基準とか報酬などの詳細については、今後介護給付費分科会において議論を予定しておりますけれども、今回本検討会においても御報告を申し上げるものでございます。

31ページを御覧いただきますと、昨年11月の本検討会のとりまとめでは、赤字にありますとおり、一定の独立性が担保されない形で事業運営を行っている住宅型ホームがある現状を踏まえ、こうしたホームにおけるケアマネジメントとの関係性について整理することも考えられるという内容が盛り込まれていたところです。

その後、介護保険部会で御議論いただいた結果、部会の意見書の中では、33ページと34ページのそれぞれ赤枠部分のとおり、新たな相談支援類型を創設することについて盛り込まれたところでございます。

35ページは、今回の介護保険法改正に盛り込まれた新たな相談支援の仕組みの概要でございします。住宅型ホームにつきましては、制度上は介護サービスの提供への関与は想定されていないものの、一部ではいわゆる「囲い込み」の課題が指摘されてきたところです。この点について、今回有料老人ホームへの登録制の導入と併せて、登録制の対象となる住宅型ホームでのケアマネジメントについて、既存の居宅介護支援とは別途、新たな相談支援類型として登録施設介護支援を創設したものです。

今回の新たな相談支援類型において、ケアマネジメント事業者は登録住宅型ホーム事業者と対等な関係で情報共有を行い、入居者が利用する介護サービスの調整や地域のつながりの支援を行うこととなります。こうした仕組みを制度上も位置づけることで、ともすればホーム内で生活が完結しやすい住宅型ホームの入居者の方について、地域とのつながりの機会が確保され、入居者の尊厳の保持、自立した日常生活を続けていくことを目指すものとなっております。

なお、地域生活相談としてケアマネ事業者に位置づけるものですが、これまでも一部の熱心な例えば住宅型有料老人ホーム、あるいはサ高住等において行われてきたような生活相談、地域に開かれた取組について、今回改正後も住宅型ホームの業務として実施することを妨げる趣旨ではないことを付言いたします。

36ページは、国会審議での附帯決議のうち、本項目に係る内容でございます。

38ページ以降は、先ほどの登録関係と同様、参考資料としまして意見書の抜粋や改正法における関係の条文を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上が資料2の御説明でございます。

続きまして、議題2、今回の議論に係ります資料3を御説明申し上げます。

1ページが本検討会で御議論いただきたい事項の全体像でございます。資料2で御説明しましたとおり、社会福祉法等の一部を改正する法律における有料老人ホーム関係の所要の改正を踏まえまして、本検討会におきましては、登録制の施行に向けて、これまでの議論を具体化すべく、このページのスライドの下の方、薄い水色をかけておりますとおり、1番、登録基準等について、2番、登録事務の関係、3番、登録制の対象となるホームの範囲、4番、入居者紹介事業者の優良認定制度につきまして、上の箱の括弧内にありますとおり、これまでの御議論を踏まえてということで、入居者の安全確保や人権尊重、現行の標準指導指針や特定施設、サ高住における基準、また、事務負担や円滑な移行などの観点を踏まえつつ御議論を賜りたいと思っております。

2ページに参りまして、今年の本検討会のスケジュール見込みといたしましては、本日第8回に引き続きまして、9月から10月頃に第9回と第10回という形で開催をお願いし、今回の御意見を踏まえた御議論を行う形で、秋頃には大筋の御了承をいただければ介護保険部会へ御報告。また、年内に政省令を公布するというスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

なお、登録制などの施行日については、3ページを御覧ください。登録制につきましては、本年6月の改正法の公布後2年以内に別途政令で定める日に施行となっております。ここで新たなホームについては登録制の対象となるものは登録を行う、スタートするわけですが、既存のホームにつきましては、この施行、オレンジの矢印の終わっているところからさらに水色の矢印でございまして、施行日から1年6か月以内に別途政令で定める日までの間にいわゆる経過措置期間を設けることとしております。

また、ページ一番下に記載しておりますとおり、登録施設介護支援の創設に係る施行日につきましては、法律の公布日から起算して3年を超えない範囲において政令で定める日となっております。

以上の全体像を踏まえまして、4ページ以降、それぞれの項目について御説明します。

まず、1（1）登録基準についてでございます。5ページから7ページまでは本検討会のとりまとめ及び介護保険部会意見書の関係箇所、あるいは今回の法律の関係規定を載せております。

5ページのとりまとめでは、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、特定やサ高住との均衡にも配慮しつつ、人員、施設、運営等に関する基準を設ける必要がある。新たな制度に移行するに当たっては、都道府県等の事務負担にも鑑み、一定の経過措置が必要であるといったことが盛り込まれておきまして、それを基礎に、6ページの部会の意見書にも反映され、7ページの関係規定では、老人福祉法29条の18の登録の基準としまして、ち

よっと細くなり恐縮ですけれども、1項1号ですと、基準に適合する契約であることとして、書面であること、あるいは不当な条件を付さない契約であること。また、2号、3号で、運営に関する重要事項、設備、運営などについて厚生労働省令で定める事項、あるいは都道府県の条例で定める基準に適合することということが法律の根拠規定として盛り込まれております。

なお、2項では、1項で言う都道府県が1項3号の条例を定めるに当たっては、1号から3号に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従う。その他の事項については、省令で定める基準を参酌することとされておまして、いわゆる従うべき基準としましては、2項の1号から3号にありますとおり、1号、人員の関係、2号、サービスの適切な利用、あるいはそのための連絡調整の関係、3号、処遇、安全の確保に係る運営の事項で、安全確保等に密接に関連するものという類型分けがされております。裏から申し上げますと、例えば設備基準などについては参酌基準のほうになるということでございます。

8ページからは、今、申し上げました検討の観点、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、特定やサ高住との均衡も見ながらというこの検討の観点を踏まえる形で、現行の制度におけるそれぞれの基準を比較表の形で示しております。

8ページは全体像。

9ページが人員の配置に係るもの。

10ページが設備の関係。

11ページが運営面でございます。

12ページは事後チェック、指導監督についてでございます。

御議論いただく参考の資料の部分的なものとしまして、13ページ以降は、特に昨年の検討会でも御意見をいただいた部分である、例えば人員基準に関する現状などのデータをお載せしております。

13ページは職員の配置の現状。

14ページについては、夜間の職員配置の状況。

15ページにつきましては、専門職として看護職員の配置状況。

16ページ、管理栄養士や栄養士の配置状況。

17ページに参りますと、設備関係で、面積の現状。

18ページには、運営、あるいは「囲い込み」対策に係るものとして、併設・隣接等のサービス事業所の利用に関するデータをお載せしております。

また、運営に関するもので、近年さらに重要性が増しているものとして、19ページには養介護施設従事者等による虐待と判断された件数についての施設種別構成比を載せておまして、有料老人ホームが特養と並んで件数が増えているということが示されております。

20ページは、事故報告の取扱いにつきまして、現行、例えば介護保険施設などについて

は、基準省令に基づき、一定の措置が義務づけられておりますけれども、有料老人ホームについては、現行は指導指針ベースとなっていることを示しております。

以上の関係を踏まえまして、21ページ、各項目について議論の前提となる考え方と論点を示しております。こちらの登録基準につきましては、前提となる考え方としまして、高齢者の方の尊厳の保障、サービスの質の確保といった観点から、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、特定施設やサ高住との均衡にも配慮し、一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住される住まいであることを踏まえた基準を設ける必要があること。今般の改正法におきまして、都道府県が条例で基準を定めるに当たっては、人員配置、適切な介護サービスの利用等の確保、運営に関する重要事項などについては、省令で定める基準に従うべき事項とされており、設備その他の事項については、参酌する事項とされていること。こういった点を前提としまして、論点としまして4つ掲げております。

1つ目、入居者の尊厳や安全性等の確保のため、サービスの質や事業運営の透明性に関し、登録基準を設けることが必要ではないか。

2つ目、その基準については、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、特定等の均衡にも配慮しながら定める必要があるのではないか。

3つ目、その際、入居者の処遇や安全性の観点から、介護・医療ニーズや夜間、あるいは緊急時の対応を想定した基準が必要ではないか。

4つ目、一方で、ホームによる現行の指導指針の遵守状況、職員の配置の実態、その他の実情を十分に踏まえる必要があるのではないか。また、新たな基準を遵守するに際して時間を要するようなものが盛り込まれる場合には一定の配慮が必要ではないかということ。を盛り込んでおりまして、この辺を踏まえて今回御議論をいただければと思っております。

次の項目としましては、22ページから1の（2）として、登録基準に準ずる内容として届出に残るホームが遵守すべき事項についてでございます。

23ページを御覧いただきますと、本検討会とりまとめにおいては、登録制対象は中重度以上の要介護者が入居するホームとするに当たっても、全てのホームで入居者の尊厳や安全性の確保等が求められる旨を明確化すべきとの御意見をいただいていたところでございます。

こういった点を踏まえまして、24ページ、議論の前提となる考え方及び論点としましては、改正老人福祉法の規定に基づき、登録制の対象とならない有料老人ホームにおいても、入居者の尊厳、安全性等の確保のため、サービスの質や事業運営の透明性に関し、遵守すべき事項を定めることが必要ではないか。その事項については、登録制とおおむね同じく、現行の標準指導指針をベースに、登録基準に盛り込む事項を参照しつつ、入居者の処遇、安全性の観点から定めることが必要ではないか。一方で、運営の実態等も十分に踏まえることが必要ではないかという論点を提示しております。

25ページからは項目が変わりまして、2番、登録事務の関係でございます。そのうち（1）については自治体や事業者の方々の事務手続負担の関係、情報公表についてでございます。

26ページ、検討会のとりまとめでは、当然ながら事務負担に配慮すること。それから、利用者目線で情報公表の充実を図るべきことについて御意見をいただいたところです。

27ページは、現行制度における有料老人ホームの届出事項、サ高住の登録事項を並べて併記しております。

28ページ、現行の有料老人ホームの情報公表については、厚労省の介護サービス情報公表システムで掲載を進めておりますけれども、現状、届出制ということもあってか、検索できる数はさほど多くない状況。

一方で、29ページ、サ高住に関する国土交通省の情報提供システムについては、かなり使いやすい画面構成となっていて、利用件数も多いということも検討会での御議論であったところでございます。

といったことを踏まえまして、30ページの考え方及び論点でございます。

論点としましては、登録制への円滑な移行や事務負担軽減の観点から、既存の手続と重複のないよう手続等をどのように考えるか。その際、既に一定の基準を満たすことについて、ある意味行政の公証行為が行われている特定施設とかサービス付き高齢者向け住宅について、これらが有料老人ホームとしての登録を受けるに当たって、簡素な事務手続等についてどのように考えるかという論点としております。

また、登録システムの構築に当たっては、事務負担が少なくなるよう、一連のプロセスがシステムで完結する仕組みが考えられるのではないかと。毎年の定期報告についても同じことが考えられるのではないかとしております。

さらに、情報公表システムに関しては、先ほどのサ高住との比較も併せまして、条件検索、視認性を高めるといった機能の充実を行うこととしてはどうかとしております。

次に、これに関連しまして31ページから介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけについてでございます。

32ページ、検討会とりまとめ、部会の意見書におきましては、本検討会の議論で、特定施設の意向、ニーズが同じものなどについて促していくといった観点から、有料老人ホーム等の状況を自治体においてしっかり把握できるようにという御意見をいただいていたところです。

33ページ、第10期に向けて自治体がつくる計画の基本指針としましては、現在作業中ですが、有料老人ホームの入居定員総数等について、先ほどの法改正の趣旨も踏まえまして新たに勘案事項となりますので、こうしたことで介護サービスの必要量を見込む際の位置づけを強化するという方向で作業を進めております。

こうした点を踏まえまして、34ページ、論点としましては、自治体において有料老人ホームやサ高住について、入居定員総数等を総合的に勘案し、高齢者向け住まいの位置づけを明確にした上で、必要に応じて特定施設への移行について議論することが考えられるのではないかと。

また、有料老人ホームについても、今回の登録制の導入を契機に、まちづくり全体と連

動する形で健全な発展を図っていくことが考えられるのではないかというふうにしております。

続きまして、35ページ、3番目の項目、登録制の対象となるホームの範囲についてです。

36ページ、検討会のとりまとめや部会におけるこれまでの御意見を載せております。中重度の要介護者、それに加えて医療ケアを要する要介護者等を入居対象とする有料老人ホームが登録制の対象とすることとされております。

先に40ページ、この点に関する考え方、御意見をいただきたい観点としましては、論点のところにありますとおり、登録制の対象というのは入居要件で判断することになりますので、現に中重度の要介護者の方が入居していなくても、中重度になっても住み続けられるホームについては登録対象となる。そのことから、既存のホームのうち大半は登録制の対象になるというふうに見込んでおります。他方、例えば中重度ではない要介護者の方で、一定の認知症とか医療ニーズを有し、中重度の要介護者に類すると考えられる方を入居対象にするホームについても、あるいは補足的に登録制の対象とすることが考えられるのではないか。

それから、本検討会の議論でもございました「食事の提供」の要件の明確化についても併せてこちらでお示ししております。

今、申し上げました登録制の対象の範囲につきましては、38ページ、認知症と要介護の関係で言いますと、要介護3以上の方になると、認知症の日常生活自立度Ⅲ以上の方が占める割合が増加し、半数近くを占めるようになること。あるいは39ページで、医療が必要な方について、介護保険制度の中で要件に掲げているもの、こういった点を御参照いただいて、この点について御議論いただければと思っております。

最後に、41ページ以降、入居者紹介事業者の優良認定制度についてでございます。

42ページ、本検討会のとりまとめ、その後の部会の御議論では、一定の基準を満たす事業者を認定する仕組みを創設することが適当であるとされまして、改正法では、42ページの下の方にありますとおり、老人福祉法の中で、有料老人ホーム協会の業務規程を追加する形でこれらの業務を行う根拠としているところでございます。

この点に関しましては、44ページ、優良事業者認定制度の創設に向けまして、当省の委託事業におきまして、住まい事業者、当事者である入居者紹介事業者、有識者等の公益代表の三者で構成する場において、透明性の高い仕組みの構築に向けた具体的な検討に着手しているところでございます。

こうした点を踏まえまして、45ページの論点としましては、優良認定制度の具体的な制度設計については、透明性が高い中立・公正な仕組みとするため、有料老人ホーム事業者、入居者紹介事業者、有識者等公益代表による三者協議の場において検討を進めることとしてはどうかというふうにしております。

以上、多岐にわたる論点を駆け足で御説明し、恐縮ですけれども、事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○駒村座長　ありがとうございます。

それでは、意見交換に入りたいと思います。会場の方、オンラインでの出席の方の順番に五十音順で指名しますので、御発言をお願いいたします。まず、本日御欠席の田母神構成員からは書面にて意見をいただいております。お手元に配付したものを御覧ください。

なお、発言に関してですけれども、予定時間内に多くの構成員の皆様に発言をいただきたいと思っております。各構成員におかれましては、おおむね6分以内の御発言に御協力をいただきたいと思います。

では、本日は井上構成員、矢田構成員が業務の御都合上、中座されますので、まずお二人に御発言いただき、その後に会場、オンラインの方の順番に御発言をいただこうと思います。では、最初に井上さんからお願いいたします。

○井上構成員　ありがとうございます。

整理していただきありがとうございます。二つ申し上げます。

1つ目が登録基準についてです。登録制を導入し、基準を設け、質を担保することには賛成します。介護を必要とする人々が多数入居していますので、災害対応を含めて24時間にわたって建物内に人を配置することも必要と考えます。ただし、その人員配置をすまい単独として求めるのか、状況によっては訪問介護や通所介護などの介護保険サービスを組み合わせてもよしとするかについて議論が必要と考えます。これについてはスライド13、14でデータが示されており、全ての住まいがすまい単独で設置できているわけではないことが分かっています。単独で求める場合、その費用は介護保険の対象外ですから、全額自己負担となり、厚生年金層を対象とする住まいでは、住まい単独でできていると思いますが、生活保護受給者を対象とした住まいや極めて規模の小さな住まいだと、難しい場合があるのではないかと考えます。ですので、大手の事業者以外の実態も把握いただいて、検討していただきたいというのが1点目です。基準が厳しすぎると、登録できない住まいが多数、発生してしまいます。

2つ目が介護保険事業計画において高齢者住まいを把握する方法についてです。どれだけの人がこういった住まいに居住し、こういった要介護度や所得で、介護保険サービスの利用量はどれくらいか、看取りまで行えているのか、これらが把握できると、介護保険施設と併せて、住まいの整備をどのくらい増やすのか、あるいは高齢者人口の減少に伴い削減していくのか、保険者が推計できます。

昨年の検討会でお示したように、給付費データから把握する方法はありますが、高齢者住まいにフラグを立ててもらわないと難しいことは繰り返しお伝えさせてもらっています。ほかには、少しタイムラグが出ますが、要介護認定データで把握する方法もあるのかと思います。どの方法をとるにせよ、保険者すなわち市町村が自分たちでデータを整理して分析するのは簡単ではありませんので、何らシステムやツールを構築しつつ、厚生局なり都道府県なりのサポートが入ることを併せて検討いただけるとありがたいです。

よろしくをお願いいたします。

○駒村座長 ありがとうございます。

まず、2点御意見をいただいたということでございます。

では、引き続き矢田さんから御発言をお願いいたします。

○矢田構成員 日本大学、矢田と申します。よろしくお願いいたします。

分かりやすい資料の作成と御説明をいただきありがとうございます。

私からは有料老人ホームの入居契約の当事者の一方である入居高齢者というのは、通常の消費者よりも脆弱であって、とりわけ契約締結等の場面で不利な立場に置かれやすいという特性があるかと思えます。したがって、登録基準として、契約締結前に重要な事項について書面を交付して説明するというにはなっているのですが、書面の内容や説明の仕方、時期などについても、基準策定に当たっては検討していただけたらありがたいと思っております。

また、老人福祉法29条の18、1項の1号に、契約について不当な条件を付さないということになっているのですが、その際、契約締結に当たって、契約条項において、入居者に不利な契約の内容になっているような場合なども想定して、基準の検討を進めていただけたらありがたいと考えております。

また、中重度、さらにはみとりまでの入居者を受け入れる登録ホームであるならば、有料老人ホームの類型とか施設の種類とかに関係なく、いずれの住まいを入居者が選択したとしても、同じような安全・安心が保障されるような形でできたら人員配置基準なども検討していただけたらと考えています。あるいはそれが厳しい、難しいといった場合につきましても、少なくとも当該ホーム、住まいが提供できるサービスの内容や、そこでの事業者の責任の範囲といった重要な情報を入居者に事前に誤解なく理解できるように分かりやすく示してほしい、示す必要があると考えております。

以上になります。

○駒村座長 ありがとうございます。

3つの御意見をいただいたということでございます。

そうしましたら、次は会場のほうに移っていききたいと思います。会場のほうは私から左手に回っていききたいと思いますので、最初、松尾参考人からお願いいたします。

○松尾参考人 ありがとうございます。介護付きホーム協会の松尾でございます。

これまでの検討会の議論や論点につきまして、丁寧に整理をしていただき、誠にありがとうございます。

資料3の論点につきまして、意見と要望を申し上げたいと思います。

まずは21ページと24ページにあります登録基準についてでございます。高齢者の尊厳保持やサービス品質確保のため、新たな基準を設ける必要があることは理解しております。住宅型には自立向けから医療ニーズへの対応など、理念や価格帯では非常に幅広い施設が存在しますので、利用者の中には料金やサービスの自由度から積極的に住宅型を選択している方もいらっしゃると思います。それら全ての住宅型を一律に特定施設の基準に近づけ

ていくというよりも、住宅型と特定施設のそれぞれの特徴、長所を生かした制度設計がよろしいかと考えております。契約する前の広告や案内のときから、住宅型か、特定施設か、分かりやすく明確に示す必要があると思います。利用者に納得して選択していただける環境を整備することが重要であると考えます。

登録基準についてもう一点ですが、安全確保の観点から、特に夜間の人員配置基準は議論すべきテーマと認識していますが、介護業界全体の深刻な人材不足を十分に踏まえた検討が必要になります。

例えばテクノロジーやAIの力を適正に評価した規制にすること、住宅型における外国人活用を積極的に認めていくなどの思い切った規制改革をセットで検討を進めることが重要だと思います。多様な有料老人ホームの現場の実態を十分に把握していただき、真摯に地域を支えていらっしゃる事業者や、現在生活している高齢者が困ることがないように、最低限確保すべき品質は何かについて慎重に検討していただきたく、お願い申し上げます。

次に、30ページ、34ページの登録事務についてでございます。登録制による新たな事務負担については、特定施設の指定と登録の二重手続にならない配慮をこれまでも要望してまいりました。特定施設の登録手続はできる限り簡素化していただくこと。登録手続の電子的届出を前提に準備を進めていただきたいと思います。

介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけについては、事業者の選択に基づく住宅型の一般型特定施設への移行を進めることはよろしいかと考えています。地域のニーズに応じて新規開設を含めた総量が適切に設定されることは必要であると考えてございます。

次に、40ページの登録制の対象範囲についてでございます。中重度者と認知症や医療ニーズを有する入居者を受け入れるホームを対象にすることはよろしいかと思えます。解釈によって事業者の抜け道ができてしまうことや、自治体の運用にばらつきが出ることがないように、登録制対象の定義は明確化していただくべきと考えます。

最後に、45ページの入居者紹介事業者の優良認定制度についてでございます。御記載のとおり、別の会議体で論点が整理され、優良認定制度によって入居者紹介事業の透明性確保と質の向上がさらに図られることを期待しております。

以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございました。

御意見と御要望ということで、4つぐらいあつかったと思いますけれども、事務局のほうでまた検討いただきたいと思います。

次は、久留構成員、お願いいたします。

○久留構成員　ありがとうございます。

私ども民間介護事業推進委員会は、施設側から見ると外部サービスとなる事業者の立場から構成員となっておりますので、その観点からの発言をさせていただきたいと思えます。

まず、第1回でもお話を申し上げましたが、外部サービス事業者の側から申し上げますと、

「囲い込み」について、資料中は「いわゆる『囲い込み』」という表現がされておりますが、「囲い込み」というのは、どういうことが「囲い込み」に当たるのかということについては、外部サービス利用事業者とホーム側との関係性において具体的にどのような場合が「囲い込み」に当たるのかということについては、より丁寧な御審議をいただきたいということが1点でございます。

登録制に関しまして、特に登録制自体には異論ございませんけれども、基本的に老人福祉法、また介護保険法は現物給付の考え方ですから、サービスを提供する事業者側の質を確保するため指摘基準や報酬の要件として諸条件を課していると承知しております。また、これに当たりましては、これまでいわゆる「住まい」とそこで受ける「サービス」を分けてきたわけです。例えば介護保険法においては、特定施設入居者生活介護というのは、そこで受けるサービスについて規定をしておりますので、そういった観点から言いますと、この登録基準の考え方について、これまでの考え方を踏襲した上で、住まいというものと、サービスというものをどのように整合性を取りながら基準をつくっていくかということが重要になってくようかと思えます。特に住まいの観点で言いますと、国土交通省のほうの住宅政策においては居住権が非常に保護されておりますので、こういった観点から申しますと、入居した後に、要は、不当に退去や転居を強要されることがないように十分な配慮が必要かと考えております。

3点目は、論点でお示しいただいた情報の公表制度でございます。まず、情報の公表は非常に重要でして、利用者選択において非常に大事なスキームであると思っております。特に介護保険法115条に規定されている介護サービス情報公表制度につきましても、そういう視点で利用者と事業者の相対契約において、利用者が自己責任を負わなければいけないという前提に立った上で、従来の措置制度にはなかった情報公表制度が義務づけられているわけでございます。

そういった中において、情報公表システムについて求められますのは、まず報告の事務があります。これは主に事業者側に課せられますけれども、報告の事務。そして、自治体側に課せられるのが公表の義務ということになります。特に報告の事務について、また事業者の負担軽減という観点で申しますと、近年の情報公表システムの議論につきましても、様々なシステムが介護基盤DXの中で進められてきておりますので、事業者側が一旦登録したものについて情報の共有が図られるのであれば、何度も同じものを事務手続きしなければならないということにならないように御配慮していただいて、事業者の事務負担の軽減をお願いしたいと思います。

また、情報公表制度については、老福法の中にも情報の開示の義務がありますし、介護保険法では115条の情報公表制度がありますし、それから先ほど課長のお話にもございましたサ高住についても情報公表システムがありますので、一部の事業者については幾重にも情報の義務が課せられているということがありますので、ここら辺についても同様に、一度登録した事項が共有されて、何度も同じことをしなくてもいいような、それがいわゆる

るデジタルのいいところがございますので、そういう利点を積極的に活用していただけるようなシステムとしていただければと。

また、利用者から見ますと、様々な制度が乱立していますと、かえって分かりづらいということもありますので、そこら辺についても利用者にとって分かりやすいシステムになるように。これは先ほど矢田先生もおっしゃっていましたが、そのようなことを御配慮いただければと思います。

以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございます。

大きく3点あったかと思います。

続けて、高野構成員、お願いいたします。

○高野構成員　東洋大学の高野でございます。私からの意見をこれから申し上げさせていただきます。

資料3の21ページでお示しいただいている議論の前提となる考え方及び論点に沿いまして、まずは登録基準についてです。登録基準については、既に資料2の17ページで今回改正された老人福祉法の第29条の16が示されています。その1行目の括弧内、「介護等の供与が必要な状態が政令で定める要介護状態区分に該当する状態その他これに準ずるものとして」云々と書いてありますが、ここの基準についてどう考えるかということです。私なりにこの検討会でずっと申し上げてきたことは、そういう登録の対象にする場合には、これは私なりの物の言い方ですけども、意思決定支援のサポートですとか市場サービス。住宅型有料老人ホームは市場サービスですので、あるいはそこで外付けのサービスを使うときは準市場サービスなのですが、そうした市場サービス、準市場サービスを「賢明な消費者」として利用することが難しい人たちが多く入居していることを登録の基準にするという意味でこの間、私はお話をしてきたつもりです。

その意味で言いますと、ほかの資料箇所にも示されている要介護度ですとか認知症自立度ですとか、そういうところで一定の線を引くというのが一つの方法だろうと思います。

医療依存度に関しましては、この間の様々な高齢者向け住まいでの過剰な医療の状況とかを見ますと、正式用語で言うと長いので「いわゆる」でしか言いませんが、いわゆる診療報酬で言うところの別表7とか別表8とか、そういう状態に該当する人たちが一定程度以上いらっしゃるというところで基準をつくるということが必要なのではないかと考えています。

もう一つ付け加えますと、先ほど私が読み上げたとおり、既に法律に規定がされていますので、今から申し上げる規定を入れるというのは相当難しいことだと承知していますが、私がこの検討会でずっと申し上げた意味で言いますと、そこに例えば所得水準、いわゆる低所得者の人が一定程度多く入っている、入居可能としている場合には、その登録基準に該当するという基準も本来は必要なのだろうなと思っております。

どういうことかということ、例えば私が各地でケアプラン点検とかしていますと、生活保

護の人が入居していると、利用者負担がないので、支給限度額いっぱい使おうが使うまいが利用者負担は無料なので、「どうぞいくらでもサービスを使ってください」という形で過剰な介護につながる。あるいは低所得者の人ですと、高額介護サービス費が月当たり1万5000円だったり、2万4000円だったりしますから、1割負担でそれを超えるサービスを使えば、幾ら使ってもサブスク状態だということで、過剰な介護が発生しがちだし、そういうことに関する説明も同意もないという形で、ある種の権利侵害が生じやすい。

このような意味で、低所得者の人たちが多く入居している場合も本来は登録基準の要件に含めるべきだろうということです。これは私の意見として申し上げておきたいと思います。繰り返しますが、既に法律が通っていますので、後出しで所得基準も入れろと言うつもりはないのですけれども、もし入れられるものであれば、そういうものも入ったほうがいいなという要望としてお伝えしておきたいと思います。

同じく登録基準についてですが、今度は高齢者向け住まい、住宅型有料老人ホームの人員基準です。資料3の13ページ辺りから見てみますと、議論しなければいけないのは、13ページでは専従の職員がどれぐらいいるか、14ページでは夜間帯の職員が何人いるか、15ページは看護職員が配置されているかどうか、16ページは栄養士・管理栄養士の配置状況というものがありますけれども、基本的に住宅型有料老人ホームというのは、市場サービスの創意工夫を生かして高齢者向け住まいとして運用して、必要な医療や介護サービス、いろんなサポート策は外部から利用して、入居者のある意味での自由な暮らしを保障する、自由な選択を保障するという事で制度化され、歴史を積み重ねてきていらっしゃるわけです。

その意味で言いますと、今、例えば夜間の職員をもっと加配をするとか、看護職員ですとか管理栄養士さんが必要だとかという議論は、それはいらっしゃるに越したことはないのですが、そういう形の専門職員を加配することになると、住宅型有料の原理原則というか、歴史というか、あるべき姿、そういうものをむしろ損ねてしまうだろうと考えます。

もっと言うと、ほかの構成員の方もおっしゃっていたかと思いますが、そういうふうに人を配置すると、直接利用者さんの負担に跳ね返りますから、それは実現がなかなか難しいのではないだろうかということも含めて、なおかつ実際にそうした人員がどれだけいるのか。経過措置期間があったからといって、では、人員基準が加配されて、うちはもう事業が営めないから事業を撤退しますという住宅型有料が出てきたら、それでは元も子もないわけで。今、独り暮らし高齢者とか、高齢者そのものも増えてきているわけですので、住宅型有料にはもっと発展してもらわなければいけないわけですから、そんなふうに人員基準を加配することで事業の継続とか新規参入とか、そういうことが妨げられるようなことがあってはならないし、利用者負担が殊さらに高まるようなことになってはいけないと考えているので、極力、現行の指導指針の範囲内ぐらいで検討するに留める必要があるのではないかと考えております。

もうちょっと登録施設の範囲についてということと、その事務、自治体の登録事務に関

してですが、私が申し上げるのは登録事務の自治体のほうです。特に私がこの間検討会で申し上げていたのは収支計画が重要だということでした。ここのチェックを自治体が行う必要がある。事前のビジネスモデルというか。そういうところのチェックに労力を使っていただくようお願いをしたい。逆に言うと、登録施設の範囲がやたらめったら広がると、規制が広がり過ぎて市場サービスを萎縮させるとか、そういうところにつながると思っていますので、あまり芳しいことではないのですけれども、チェックをする部分に関しては収支の計画とかに力点を置くような、そういう指導指針になっていくといいのかなと思っています。ところでございます。

私からは以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。

大きく5点ぐらいだったかなと思います。事務のほうでまたまとめていただければと思います。

次は、田島構成員のほうからお願いいたします。

○田島構成員 本年4月に横浜市健康福祉局高齢施設課長に着任しました田島です。よろしくをお願いいたします。本日は、一自治体の立場から円滑な登録制度への移行に向けて少しお話ができればよいかなと思っています。

従来の届出制度では重い処分を受けた事業者であっても、別の場所で事業を開始できるといった課題がありましたが、今回の制度改正により、登録取消しを受けた事業者は、5年間新たな事業所を開設できなくなりますので、このことは事業運営の質の確保につながるものとして期待をしております。

一方で、横浜市内には登録制度の対象と見込まれる既存有料老人ホームが約460か所ありまして、経過措置期間内に円滑に登録事務を進めていく必要があります。そこで、新たに制定される登録の基準について、運営と設備の両面から少しお話ができればと思っています。

まず、運営面についてですが、現状、職員体制については、本市の指導指針では介護サービスを提供する有料老人ホームは、常時1人以上の必要な職員を配置することと定めていますが、併設する介護事業所の職員が夜勤や宿直を兼務している施設もあるのが現状です。介護分野全体で人材確保が困難な状況が続く中、過度に厳格な人員配置基準は事業者の負担増にもつながり、施設運営の継続にも影響を及ぼすおそれがあります。そのため、今後示される省令においては、利用者の安全確保を前提としつつ、現場の実情や人材確保の状況も十分考慮した基準としていただきたいと思いますと考えております。

次に、設備面についてです。既存の有料老人ホームの中には居室面積が13m²未満であるなど、現在の本市の指導指針の基準を満たしていない施設も存在しております。登録制度の実効性を確保するためには、既存施設が登録できない状況を生じさせないことも重要ですが、一方で、基準を過度に緩和すれば、サービスの質の低下につながる可能性もあります。設備基準は各自治体が条例で定めることとなりますが、利用者保護と制度の実効性の

両立が図られるよう、そのバランスに配慮する必要があると感じております。

また、本来登録対象でありながら基準を満たすことができず、登録できない施設に対して、自治体がどのような指導・対応を行うのかについて、国の考え方をお示しいただきたいと考えております。

最後に、登録事務についてですが、登録制度の導入に当たっては、例えば資料3の28ページにございました介護サービス情報公表システム上で事業者が登録申請を行い、自治体による確認後、そのまま公表につながるような仕組みにすることで、自治体と事業者双方の事務負担軽減につながるのではないかと考えております。

また、登録に係るシステムの概要についても、できるだけ早期にお示しいただくことで指定登録機関への事務委託に向けた準備も円滑に進められるのではないかと考えております。

現状と懸念点について少しお話をさせていただきましたが、私からは以上となります。
○駒村座長 ありがとうございます。

4つぐらいのポイントがあったと思います。事務局におかれましては、今、国がどう考えているかというお話がありましたので、御対応の準備をいただければと思います。

今度は右側に移りまして、濱田構成員のほうからお願いいたします。

○濱田構成員 本日は考え方、論点など簡潔にお示しいただきまして誠にありがとうございます。

まず、資料3の21ページにございます論点の災害等緊急時についてでございます。要介護者等の場合、少なくとも災害時の「避難行動要支援者」に該当するはずでもございまして、住居と解釈する場合であれば、これはあくまでも原則ということでございしますが、地域と連携した個別避難計画策定や、民生委員や自主防災組織への情報提供を含め、安否確認の体制づくりも必要となつてまいります。一方で、実現性という観点からは、現行の特定施設等にございます災害対応やBCPなどを整えていくということが現実的ではないかと考えます。

このようなことを考えますと、現行の標準指導指針を例として、これらのことを踏まえた登録基準を設けることは必要と考えます。また、事業譲渡や合併等により経営主体に変更が生じ、改めて届出や登録等を行った場合などの取扱いにつきましても、何らかの方向性を示していただく必要があるのではないかと考えております。

続きまして、24ページの論点についてでございます。こちらにつきましても標準指導指針をベースに定めていただくことで差し支えないかと考えます。なお、人員の配置につきましましては、人員数等だけでなく、配置すべき時間帯や範囲、ほか、もう少し具体的な提示が必要とは考えますが、ただ、現在は各種のセキュリティやオンコール体制等、外部委託で対応している場合なども出てきておりますので、委託先や業務内容を明示しているのであれば、それをもって対応できることも検討してはどうかということでございます。ただし、その場合には重要事項説明書や外部への情報提供の対象としてはどうかということで

ございます。

なお、資料2の31ページでございましょうか。かかりつけ医やケアマネジャーの変更を強要することを禁止する措置につきましては、例えば事例に即した対応方法の提示や、逆にかかりつけ医やケアマネジャーが遠方であるなど各種の事情から、入居後はお受けできないという場合もあり得ますことから、該当するケースや該当しないケースなどを少し例示いただくということも今後御検討いただければありがたいということでございます。

続きまして、30ページの登録事務についてでございます。論点に記載のとおり視認性の高いシステムへ現行のものを改修いただくことには賛同いたします。有料老人ホームにつきましても同様でよいのではないかとということでございます。

また、介護サービス情報システムにつきましても、各種の情報を掲載していただいているところでございますが、民間事業者の紹介サイト等も参考にしつつ、検索や視認性を高め、医療ソーシャルワーカーやケアマネジャーだけでなく、自治体関係部署や利用者家族からでも自ら検索し、確認が取れるレベルを目指していただくということも考えてもよいのではないかとということでございます。

なお、地域連携室の医療ソーシャルワーカーの団体等からの聞き取りでは、退院時に頼るべき身寄りがいない、あるいは低所得である場合等に、養護老人ホームや軽費老人ホーム、また特別養護老人ホーム等、介護保険施設の空き情報が欲しい旨の要望も上がってきております。適切なマッチングの観点からもこれらの情報提供も可能であれば検討いただいております。どうかということでございます。

続きまして、34ページ、記載いただいておりますとおり、21ページにも記載がございますが、安全性や安定した介護サービス提供ができる体制が必要と考えますので、夜間の介護等サービス提供が必要な割合等も参考に、優先的に特定施設への移行が図れるようにするということが検討いただいております。どうかということでございます。

資料2、40ページの登録制の対象でございますが、記載いただいておりますとおり、一定の認知症や医療ニーズを有する方を入居対象とする場合も登録制の対象とすべきではないかとということでございます。

また、要介護者の方も入居されておりますいわゆるコレクティブハウスや障害福祉サービス対象者も含むシェアハウスなど、有料老人ホームに該当するか曖昧な事例も増えてきております。どういった場合を対象とするのかについて、届出や登録に際し、自治体様のほうで取り扱われる際に基準か何かガイドラインのようなものを示していただいております。どうかということでございます。

続きまして、紹介事業者優良認定制度についてでございますが、昨年以降、紹介事業者につきましても、フランチャイズ型や地域密着型、あるいはAI等を活用したタイプなど、様々な類型や事業者が設立されてきているところでございます。利用者や御家族をはじめ、地域の行政機関関係者、ケアマネジャーや医療ソーシャルワーカー等との関係も含めて、この仕組みにつきましても深く調査研究等により充実強化を図っていく必要があるのでは

ないかということでございます。

以上でございます。

○駒村座長　ありがとうございます。

8点ぐらいあったのではないかと思います。

次は、平川構成員、お願いいたします。

○平川構成員　全国有料老人ホーム協会の平川でございます。

当協会としては、住宅型有料老人ホームの中重度の要介護者や認知症高齢者が多く入居する現状を踏まえ、安全確保やサービスの透明性向上の重要性に鑑み、届出制から登録制への見直し方向性については理解をしております。一方で、有料老人ホームは高齢者の重要な住まいであり、過度な規制によって利用料の上昇や住まいの供給不足を招くことなく、安全確保、利用者の選択、良質な住まいの安定供給を両立する制度としていただきたいと思いますと考えております。

その観点から5点ほど申し上げたいと思います。

第1に、国基準と自治体基準の役割分担でございます。現在の設置運営指導指針には自治体ごとに大きな差がございます。登録基準が実質的な参入基準となることを踏まえ、国が定める全国共通事項と自治体が地域事情に応じて補完できる事項を明確に区分し、ローカルルールや過度な上乗せ規制が生じない仕組みとしていただきたいと思います。

第2として、住宅型ホームの実態に即した登録基準でございます。住宅型ホームは、介護サービスを包括的に提供する特定施設とは異なり、住まいを基盤として、外部の介護・医療サービスを活用する制度です。特定施設の基準をそのまま適用するのではなく、この制度上の違いを十分に踏まえた基準とすることが重要です。特に人員配置や夜間対応については、一律の体制を求めるのではなく、緊急通報システムや外部サービスとの連携なども含め、安全確保という目的に照らして柔軟な方法を認めるべきと考えております。

第3点は、実効性を確保しつつ、過度な規制としないということでございます。まず、人員設備について、住宅型ホームは地域資源を活用する特性を持っており、新たな看護職員や栄養士の配置、設備職員の夜間常駐などを一律に義務づければ、利用料や住まいの供給にも影響します。安全確保に必要な事項に重点化し、従来どおり地域の医療・介護資源を活用できる柔軟な基準としていただきたいと思います。

次に、「囲い込み」防止についてでございます。利用者のサービス選択の自由を確保する方向性には賛成でございます。その一方で、例えばサービス利用の都度、複数事業者の比較説明や書面による同意取得、詳細な記録保存などを一律に義務づけるということになれば、現場の事務負担が大きくなり、利用者にとっても手続が複雑になります。重要なのは手続の量ではなく、利用者が必要な説明を受けた上で自ら選択できることです。その観点から実務的で運用可能な仕組みとしていただきたいと思います。さらに、新設される登録施設介護支援については、ホームが従来提供してきた生活支援サービスと重複しないよう、ケアマネジャーの業務範囲、ホームとの役割分担を明確にいただきたいと思います。

す。

4 点目、情報公表と登録事務の効率化でございます。登録制度は利用者や家族がホームを適切に比較、選択できる制度であるべきと考えます。そのためには情報公表の充実が重要ですが、その前提として登録情報が正確かつ継続的に更新される仕組みでなければならないと考えます。事業者が同じ情報を複数の手続で提出、入力することのないよう、電子申請や既存届出情報の活用、行政システム間の連携によるワンスオンリーを徹底していただきたいと考えております。

5 点目、入居者紹介事業について申し上げます。今回の整理では、利用者や御家族が安心して紹介事業者を選択できるよう、優良紹介事業者の認定制度が創設されることとなりました。この制度運営を当協会が担うこととなったことについては重く受け止めております。入居者紹介事業者の透明性や中立性の向上を図ることは、利用者保護の観点から大変重要であり、適切な事業者を客観的に評価し、利用者が安心して選択できる仕組みを整備することに賛成いたします。

制度設計に当たっては、利用者にとって分かりやすく信頼できる基準とするとともに、事業者の創意工夫や健全な競争を損なうことのない合理的な制度としていただきたいと思います。当協会としても利用者保護と業界全体の質の向上につながる制度となるよう、関係者の皆様と連携しながら適切な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、登録制度については利用者保護と事業運営の両立が図られ、安全確保と良質な住まいの安定供給につながる制度となることを期待いたします。併せて、入居者紹介事業者の認定制度についても、利用者が安心して住まいを選択できる環境整備に資するものとなることを期待し、意見いたします。

以上でございます。

○駒村座長 どうもありがとうございました。

続けて、宮本構成員、お願いいたします。

○宮本構成員 高齢者住宅協会の宮本でございます。今回は膨大な資料を分かりやすくまとめていただいて、本当にありがとうございます。

当協会はサービス付き高齢者向け住宅の協会でございますので、その観点から2点意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、登録事務について、自治体や事業者の事務手続ということで、資料3の30ページの論点に書かれているとおりでございますが、有料老人ホームの登録システムを立ち上げるに当たっては、既存のサ高住の情報提供システムに入力されているデータを自動的に吸い上げていただくことが必要だと思います。また、その後、データの変更、更新についても双方向性を持たせることで、事業者と自治体の事務作業を軽減することができますので、これはぜひとも検討していただきたいと思います。

2 点目は、40ページの有料老人ホームの定義について、でございます。3月に住生活基本計画が閣議決定され、その中で人生100年時代において、単身の高齢者が増加、首都圏に

集まってくるのに対して、孤立せず安心できる優良な住環境の充実の必要性がうたわれました。また、令和8年度のサ高住の整備事業が大きく改定されました。今までは住戸面積の小さなものも建設補助の対象となっていたのを住戸面積25m²未満のものは対象とならず、25m²以上で、地域交流等に取り組む、いわゆる高齢者が早めに住み替えて健康寿命を伸ばして、結果的にその住宅資産を子育て世代に循環させるための住まいに対して支援をするということで、サ高住整備事業のかじが切られています。その観点のもと、自らの意思で自炊もできるし、外食もできるし、併設の食堂でも食べるような自立型のサービス付き高齢者向け住宅においては、食堂の併設が老人福祉法第29条に位置付けられた、有料老人ホームに該当する食事の提供には当たらないということを、ぜひとも認めていただきたいと思います。

サ高住の制度改革に応じて、各地で自立型の、先ほど言ったような早めに住み替えて健康寿命を伸ばして、結果的にその住宅資産を子育て世代に循環させるようなサ高住を整備する機運が徐々に生まれていますので、ぜひその裾野を広げるためにこの件は実現していただきたいと思いますし、自治体によってその解釈のぶれがないように運用していただきたいと思います。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。

そうしますと、オンラインのほうに行きたいと思います。保木口構成員、お話しできますでしょうか。

○保木口構成員 保木口でございます。

私、利用者側の声をあずかる立場としましては、今回の、信頼できる終の住みかを選ぶような登録基準づくり、そして情報公表の充実、非常に期待するところでございます。中でも選択の入り口となります情報公表システムにつきましては、必要な情報をいわゆる専門家でない一般の利用者の方も分かりやすくスムーズに比較検討できるような形での情報公表となることを期待しております。

そのためには相当数の掲載というのがまず前提となるかなと思っておりますが、そのためには2つございまして、先ほど来御意見が出ております施設の方、あるいは自治体等の事務作業の面での課題についても検討いただきたいと思いますと思っておりますとともに、もう一つは、他の法律等によります施設との公表項目の統一化、こういった辺りも可能な範囲で御検討いただけると、より最初の段階での情報比較がやりやすくなるかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○駒村座長 ありがとうございます。

次は、鳥塚参考人のほうからお願いいたします。

○鳥塚参考人 よろしくお願いたします。群馬県の高橋構成員の代理の鳥塚です。

要望と意見が混在しますが、幾つかございます。

まず、資料の3ページ、新たな登録制度等の施行についてという点で、新たな登録有料

老人ホームの制度開始は、法公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、政令で定める日とあり、現時点では決まっていないということになっております。自治体としましては、その後の経過措置期間を含めまして、行政としてどのような手順でいつ何をすべきかが明らかになっていると、準備が進めやすい状況でございます。ですので、法施行日や経過措置期間に自治体が行うべき事務について、早めにお示しいただけるとありがたいです。

9 ページ、登録基準等についての現行制度の比較の人員配置のところです。現行の群馬県の指導指針では、夜間においても要介護者25人ごとに常時1人以上の職員を配置するように求めています。登録有料老人ホームの登録基準は、現行の標準指導指針に合わせて実態に即した配置のみ記載されることになると、夜間の対応がこれまでの有料老人ホームから緩和されてしまうことになるかと思えます。群馬県の基準に合わせていただきたいという要望ではないのですけれども、夜間の火災・災害等緊急時の対応を想定しました一定程度の配置基準は定めてもよいのではないかと考えます。

次、資料10ページ、登録基準の現行制度の比較の設備の部分です。群馬県の指導指針では、居室の面積は標準指針同様、個室13m²以上としております。2人部屋は1人当たり10.65m²です。現行制度においても指針を満たしていない施設は存在しておりますが、そのような施設も登録有料老人ホームになるのかどうかというところです。現在入居者がいることから、入居者保護の観点では必要なことではあるものの、新規の登録施設との均衡を図るとすると、基準を満たしていない施設を登録することについて疑義がございます。

次、資料の30ページ、自治体や事業者の事務手続及び情報公表のところになります。新制度ではサ高住であり、登録有料老人ホームであり、さらに特定施設入居者生活介護事業所である場合には、3つの登録または指定申請が必要と考えられます。円滑な移行や事務負担の軽減の観点から、移行期間中の事務を簡素化していただくことについて賛成したいと思っております。

また、更新頻度は5年ごとと6年ごとでずれが生じているものではありますが、先ほど申し上げた3つの手続の場合、おのおの手続タイミングがずれた状態で運用することとなりますので、事業者と自治体の両者にとって事務の煩雑化及び事務の増加につながるものと考えております。

次、30ページ、自治体や事業者の事務手続及び情報公表についてとなります。登録システムの構築に当たりましては、現在運用中のサ高住情報提供システムと同様に、システム上の登録申請や審査、情報公表が完結する仕組みを盛り込んでいただきたいと考えております。それにより事業者と自治体の事務負担を軽減するシステムになるのではないかと考えております。

最後、34ページ、介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけの論点のところです。特定施設への移行を促すとのことではありますが、本県の場合、入居者が隣接県や首都圏から参入していることにより、施設の所在地と介護保険の保険者が異なる入居者

が多い施設が多数を占めております。よって、所在地にとって新たな施設ができれば、給付が増える状況ではなく、影響が図りにくい状況でございます。移行することによる事業者側のメリットと市町村側のメリットをより具体的にお示しいただけるとありがたいと考えております。

群馬県からは以上です。

○駒村座長 どうもありがとうございました。

では、最後になりますけれども、江澤構成員から御発言をお願いいたします。

○江澤構成員 ありがとうございます。

それでは、論点に沿って意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、21ページの論点につきまして、登録基準についてですが、有料老人ホームは当然ながら住まいであって、施設ではないわけであります。すなわち、住まいと施設の峻別は議論の前提とする必要があると考えています。有料老人ホームは本人自らの意思で不動産契約を行い、要介護認定の有無にかかわらず入所し、また、有料老人ホームには介護保険施設の補足給付の設定がないことが介護保険施設との大きな違いであります。したがって、介護保険施設の施設基準のごとく人員配置を行うことはなじまないものであって、人材不足の現状、あるいは人材不足の進行する状況下において、看護職員等の配置は求めるものではないと考えております。

地域全体の視点で考えるならば、貴重な人材について、必ずしも専従配置の必要性がない場合においては、連携により地域を支えていくべきであると思います。もちろん、有料老人ホームが重度者対応や看取りに積極的に対応する方針であって、任意で看護職員等を配置する場合を否定するものではないということは申し上げたいと思います。

一方で、入居者の視点で考えますと、有料老人ホームに人員を配置した場合には、介護報酬の自己負担と異なって、配置した人員の人件費全額を入居者全員で負担することとなる点にも留意すべきだと思っています。本来であれば全ての有料老人ホームを登録制にすべきでありまして、医療や介護の状態の変化によって住み続けられないことは好ましくないものであると思っています。

また、登録制の有料老人ホームに入居すると、登録施設介護支援のサービス費の自己負担が発生することもあり、登録型のホームへ入居している軽度要介護者と非登録型ホームに入居している軽度要介護者との公平性については、十分に配慮する必要があることは申し上げたいと思います。

なお、虚弱な高齢者が集住化しているわけですので、災害対策等のBCPの策定は求めていくべきと考えております。

続きまして、24ページの論点については賛同いたします。

次の30ページの論点につきまして賛同いたしますが、登録手続についてはサ高住で十分な実績があり、これまでの実情を踏襲すべきと考えております。

続きまして、34ページの論点についてでございます。介護人材等の確保ができるのであ

れば、入居者のニーズに応じて特定施設へシフトする意向がある場合には、総量規制を見直し、特定施設を認可していくほうが、入居者の処遇の改善にも有用であり、今後検討していくべきではないかと考えております。

また、地域に開かれた有料老人ホームを目指すために、地域のボランティアの受入れや、有料老人ホームと地域住民の共同イベントの開催、あるいは地域の催しや町内会への参画、また、有料老人ホームを住民主体の通いの場とすることなどを推進していくことも検討課題であろうと思います。

40ページの論点には賛同いたします。

45ページの論点につきまして、入居者紹介事業者は当事者でありますので、公平性を期するのであれば、入居者紹介事業者はオブザーバー参加、あるいはヒアリングの対象者とすることが望ましいと思っています。

最後に、これまでも申し上げましたように、主治医やケアマネジャーの変更を入居の要件とするような「囲い込み」は是正すべきだろうと思います。

また、問題なのは「囲い込み」よりも過剰サービスでありまして、令和8年度診療報酬改定でもホスピス住宅への医療保険の訪問看護の見直しがなされたわけでありまして。この見直しの契機となったのは、マスコミ報道による不適切なマニュアルの露呈や不適切なサービス提供の実態でありました。したがって、今後の指導監査においては、居宅サービス利用が多いほど家賃が減免されるような不適切な契約書や運営マニュアル、あるいは医療・介護サービスとは明確に区分した不動産事業経営となっているかどうかについて着目すべきと考えております。

私からは以上でございます。

○駒村座長 どうもありがとうございました。

オブザーバーの里村さん、村上さん、何か御発言ありますでしょうか。いかがでしょうか。では、里村さん、お願いします。

○里村オブザーバー 全国老施協からオブザーバーで参加させていただいております里村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から要望が1つと質問が1つございます。21ページ、登録基準の論点については3つとも賛同いたしますが、登録制度によって、法律上、登録有料老人ホームと届出有料老人ホームが出来上がることになります。情報公表制度とも関係しますが、今でも複雑で、一般の国民には分かりにくいのですが、登録有料老人ホームと届出有料老人ホームの違いを分かりやすいように制度を周知していただきたい。つまり、利用者の選択に資するような分かりやすい正確な情報提供をお願いしたいというのが1点でございます。

質問というのは、21ページの4番目の丸、また書きで「基準の遵守に際して時間を要する場合には一定の配慮が必要ではないか」と書いてあります。これは既存の届出有料老人ホームであって登録有料老人ホームに該当する施設が登録をするまでのことを言っているのだと思うのですが、これは1年半の経過措置期間のことを指しているのか。それとも1

年半の経過措置に加えて、さらにそれ以上に準備が必要なことを言っているのか。また、特別な事情がある特別なケースのことか否か。「場合には」とありますので、具体的には、例えば職員配置が難しくて時間がかかっている場合は、配慮が必要なほうに該当するのか、しないのか。その辺がよくわかりませんでした。それによつては、登録ホームと届出ホームのほかに、暫定的ホームか、移行手続中ホームというのでしょうか、そういう類型も出てきますので、そういったものの周知も必要なのではないかと思います。質問させていただきます。

○駒村座長 では、事務局、お願いします。

○濱本高齢者支援課長 今、御質問いただいた点について回答申し上げます。21ページの一番下のまた書きは、基準の遵守に際して、論点、今回御議論いただく事項で広くは書いておりますけれども、例えば想定されるのは、現行の指導指針にプラスの要素があるような基準を求めるとなった場合に、今、里村オブザーバーがおっしゃったような、全体の移行経過措置期間に加えて、この登録基準の適用について、例えば部分的にプラスの時間を設ける。そういったことも制度上、あるいは理屈上は考えられるのではないかという点を含めてお示ししたものでございます。

ただ、大前提としまして、繰り返しになりますが、現行の標準指導の指針を一つの基準としつつ、特定やサ高住の均衡にも配慮しつつ、あるいはその実態などその他の実情を十分に踏まえて、21ページの4つ目の本文のところで書いていることを踏まえてその基準自体を考えるべきであることというのが前提にあるかと思っております。

以上でございます。

○駒村座長 どうぞ。

○里村オブザーバー ありがとうございます。

現行の届出ホームだと、例えば標準指針の定める水準まで結構ハードルが高いところもあると思うのですが、職員配置基準が間に合わないとかそういうのも対象になりますでしょうか。

○駒村座長 事務局、お願いします。

○濱本高齢者支援課長 今回登録基準というのを定めますと、登録基準は事前チェックがかかる。これを満たさないとホームとして登録できないということになりますので、その基準の数字によっては、先ほど申し上げたものもあるかと思えます。ただ、現行では、例えば指導指針でも自治体の構成員から御意見あるいは情報提供をいただきましたとおり、求めているけれども、例えば実態としては認めていなくても、事前届出制だと、現行それを強く止める手段がないというところがございますので、そこは事前届出制との違いは出てくるかと思っております。

○里村オブザーバー ありがとうございます。

○駒村座長 村上オブザーバー、ありますか。お願いします。

○村上オブザーバー 全国介護事業者連盟の村上です。発言の機会をありがとうございます。

す。

登録基準等について御議論いただくに当たって一言申し上げます。現状介護事業者における文書負担軽減の取組等が進められている一方で、標準化を目指せば目指すほどより複雑なローカルルールが生じるようなケースも見られています。事業者の主体性を尊重いただくということを前提としてですが、事業者及び自治体の事務負担に配慮いただく観点からも、より簡潔で効果的・効率的な仕組みづくりをお願いいたします。

○駒村座長 どうもありがとうございました。

一巡しました。そのほか、全体を通じて御発言、御意見があれば挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。フロアのほうはどうでしょうか。よろしいですか。

では、オンラインのほうも聞いてみますので、その後、御指名します。オンラインのほうはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、高野さん、どうぞ。

○高野構成員 2点あります。

1つは登録施設介護支援ですけれども、登録施設介護支援でいわゆる従来のケアマネジメント以外の地域住民との交流云々。正式名称はちゃんと頭に入っていないのですが、あそこの部分の業務というのはとても重要だと思っている一方、そこの部分の負担が既存の居宅介護支援事業所とか介護支援専門員に過度に及ぶことがあれば、逆にケアマネジャーの皆さんたちが住宅型有料老人ホームの入居者と関わりづらくなるというか、負担になるというか、そういう実態も出てくるという可能性は否めないと思います。その意味で、**そこは**とても重要なものだけれども、この議論は実際には介護給付費分科会のほうだと思うのですが、そこの部分の負担を過度に生じさせないような運営基準が必要だと思いますし、ましてやそこに人を新たに充てるとかそういう形になると、実効性がすごく薄れると思いますので、そこは気をつけていただきながら検討を進めてほしいなというところです。

もう一つは、先ほど登録基準のことについて、主に人員配置を中心に発言しましたが、もう一つ懸念しているのは建物、面積のことです。簡潔にお話ししますが、例えば私が知っているところだと、大都市部で路上生活者の人たちを簡易宿泊所で預かっていた。その簡易宿泊所で寝泊まりしている人が高齢化してきた。そういうところをそのまま住宅型有料にして一生懸命運営されていて、低所得者支援をやりながら、外部からケアを入れながら、その家主さんが生活相談員ぽく立ち振る舞いながら、すごくいい運営をやっているところがあります。ただ、そういうところはもちろん建築基準は満たしていますが、1人当たりの床面積が10m²にも満たないとか、そういうところが結構あったりするのですが、そういうところに対して登録基準を厳しくすると、市場サービスとは言えないかもしれませんが、いろんな創意工夫の中で実践をやっている良質な住宅型有料老人ホームなどが退場を促されてしまうということになると思いますので、いろんな観点から登録基準、建物についても御検討いただけたらなと思っております。

以上です。

○駒村座長 どうもありがとうございます。

一わたりして、これ以上の御発言がないようでしたら、本日の検討はここまでにしたいと思います。

本日いただきました御意見、御議論を踏まえていただき、次回は、登録基準の案の準備を事務局にさせていただき、御議論いただきたいと思います。事務局におかれましては、本日の各構成員の御意見をしっかり踏まえた上、準備をお願いいたします。

それでは、次回の検討会について、事務局から連絡をお願いいたします。

○落合専門官 次回の検討会の日程につきましては、追って事務局より御案内申し上げます。

○駒村座長 それでは、本日の検討会はこれで終了いたします。暑い中、また御多忙の中、大変ありがとうございました。

失礼いたします。